

# 諮 問 書

5 犬総第 1 2 2 号  
令和 5 年 9 月 6 日

犬山市公文書管理審議会  
会 長 青 山 正 和 様

犬山市長 原 欣 伸

犬山市公文書管理条例第 9 条第 6 項の規定に基づき、保存期間が満了した公文書を廃棄するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

## 記

- 1 諮問事項 保存期間満了を迎えた公文書（保存期間が 1 年以下のものを除く）等の廃棄について